

亀山市自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例をここに公布する。

令和8年6月26日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第19号

亀山市自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、太陽光発電施設の設置に関する基準及び手続を定め、適正な導入を図ることにより、本市の豊かな自然環境、生物多様性及び優れた景観を将来の世代に継承し、もって市民の生活環境の保全及び持続的な地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換するための設備及びその附属設備をいう。
- (2) 太陽光発電施設設置事業 太陽光発電施設を設置して発電を行う事業をいう。ただし、次に掲げる太陽光発電施設に係るものを除く。
 - ア 出力が10キロワット未満の太陽光発電施設（実質的に同一の事業者が、同時期又は近接した場所に設置する太陽光発電施設の合計出力が10キロワット以上となるものを除く。）
 - イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根、屋上又は壁面及び事業所の敷地内に設置する太陽光発電施設
 - ウ 国又は地方公共団体が管理運営する太陽光発電施設
- (3) 事業者 太陽光発電施設設置事業を計画し、実施する者及び太陽光発電施設の譲渡又は承継を受けた者をいう。
- (4) 工事施工者 太陽光発電施設設置事業に関する工事を請け負った者をいう。
- (5) 事業区域 太陽光発電施設の用に供する土地であつて、柵等の工作物の設置その他の方法により当該土地以外の土地と区分された区域をいう。

(6) 土地所有者等 事業区域に係る土地の所有者、占有者又は管理者をいう。

(7) 近隣住民等 次に掲げる者をいう。

ア 事業区域の境界線からの水平距離が次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合に
応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める範囲内に居住する者

(ア) 太陽光発電施設の合計出力が50キロワット未満の場合 100メートル

(イ) 太陽光発電施設の合計出力が50キロワット以上の場合((ウ)に掲げる
場合を除く。) 300メートル

(ウ) 太陽光発電施設設置事業が環境影響評価法(平成9年法律第81号)第
2条第2項に規定する第1種事業に該当する場合 1キロメートル

イ 事業区域に隣接する土地又はその土地に存する建築物を所有又は使用する者

ウ 事業区域に関係する自治会等の代表者

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、必要な措置を適切かつ円滑に講ずるものとする。

(事業者等の責務)

第4条 事業者及び工事施工者(以下「事業者等」という。)は、関係法令及びこの条例を遵守し、自然環境の保全、景観保護、災害防止及び地域住民との共生に関して十分配慮し、近隣住民等と良好な関係を構築するよう努めるものとする。

2 事業者は、太陽光発電施設を廃止したときは、速やかに当該太陽光発電施設の解体、撤去、廃棄その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

(土地所有者等の責務)

第5条 土地所有者等は、適正な土地の管理並びに事業者の太陽光発電施設設置事業終了後の撤去及び原状回復の状況確認に努めるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民(事業区域及びその周辺の土地の所有者を含む。)は、この条例に基づく手続の実施に協力するよう努めるものとする。

(禁止区域)

第7条 市長は、自然環境の保全及び災害防止のため、次に掲げる区域を禁止区域として指定するものとする。

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地
- (2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項の埋蔵文化財包蔵地
- (3) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の保安林
- (4) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第6項第1号イ及びロに掲げる農地
- (5) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項の特別地域
- (6) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域
- (7) 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域、同法第54条第1項の河川保全区域及び同法第56条第1項の河川予定地
- (8) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域
- (9) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域
- (10) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の特別保護地区

2 事業者は、事業区域に前項の禁止区域を含めてはならない。ただし、法令の規定に基づいて太陽光発電施設の設置が認められている場合は、この限りでない。

（事前協議）

第8条 第10条の規定による申請をしようとする事業者（以下「申請予定事業者」という。）は、当該申請をする前に、規則で定めるところにより、太陽光発電施設設置事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を市長に届け出て協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議が終了したときは、申請予定事業者にその旨を通知するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて当該通知に意見を付することができる。

（近隣住民等に対する説明会の実施）

第9条 申請予定事業者は、前条第1項の規定による協議の終了後において次条の規定

による申請をする前に、近隣住民等に対する説明会を実施しなければならない。

- 2 申請予定事業者は、前項の説明会の実施において近隣住民等から質問及び意見（第4項及び第11条第8号において「質問等」という。）があったときは、書面をもって誠実に回答するとともに、太陽光発電施設設置事業に対する理解が得られるよう努めなければならない。
- 3 申請予定事業者は、近隣住民等から要望があったときは、協定又は覚書を締結するよう努めなければならない。
- 4 申請予定事業者は、説明会を実施したとき、近隣住民等から質問等があったとき、又は前項の規定による協定若しくは覚書を締結したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
- 5 前各項の規定は、事業計画を変更する場合について準用する。

（太陽光発電施設設置事業の許可）

第10条 事業者は、太陽光発電施設設置事業を実施しようとするときは、事業計画について、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に申請し、許可を受けなければならない。

（設置許可の基準等）

第11条 市長は、前条に規定する許可（以下「設置許可」という。）の申請があった場合は、当該申請に係る事業計画が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、設置許可をしてはならない。

- （1） 太陽光発電施設設置事業の着手に先立って法令に基づく許認可等を必要とする場合は、当該許認可等を受けていること。
- （2） 太陽光発電施設設置事業の着手に先立って法令に基づく届出を必要とする場合は、当該届出を行っていること。
- （3） 雨水排水施設等が規則で定める基準に適合していること。
- （4） 道路、河川、水路その他の公共施設の構造、管理等に支障を来すおそれがないものとして規則で定める基準に適合していること。
- （5） 太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置その他近隣住民等の生活環境を保全するための措置が規則で定める基準に適合していること。
- （6） 設置する太陽光発電施設が電気事業法（昭和39年法律第170号）、再生

可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）
その他の関係法令の基準に適合していること。

(7) 第9条第1項の説明会を開催していること。

(8) 第9条第2項に規定する近隣住民等からの質問等に対する回答を適切に行っていること。

(9) 事業者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

2 市長は、必要があると認めるときは、設置許可に条件を付することができる。

3 市長は、設置許可に当たって、環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものについては、亀山市環境保全条例（平成17年亀山市条例第105号）第8条第1項の規定による亀山市環境保全審議会の意見を聴くことができる。

4 市長は、設置許可をしたとき、又は設置許可をしないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

（変更の許可）

第12条 設置許可を受けた事業者（以下「許可事業者」という。）は、当該設置許可に係る事業計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に申請し、許可を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の許可について準用する。

（太陽光発電施設等の維持管理）

第13条 許可事業者は、設置許可に係る事業計画に従い、太陽光発電施設及び事業区域を適切に維持管理しなければならない。

（廃棄等費用の積立て）

第14条 許可事業者は、設置許可に係る事業計画に従い、太陽光発電施設の廃棄等に要する費用の積立てを行わなければならない。

（標識の掲示）

第15条 許可事業者は、太陽光発電施設設置事業に着手する日から当該太陽光発電施設設置事業に係る太陽光発電施設の撤去が完了する日までの間、事業区域内の道路に面する場所その他の外部から見やすい場所に規則で定める標識を掲示しなければならない。

2 第20条第1項の規定により許可事業者の地位を承継した者は、前項の標識を書き換えなければならない。

(着手の届出)

第16条 許可事業者は、太陽光発電施設設置事業に着手しようとするときは、規則で定めるところにより、着手する日の14日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

(完了の届出)

第17条 許可事業者は、太陽光発電施設の設置が完了したときは、規則で定めるところにより、完了した日から起算して14日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第18条 市長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、設置許可及び第12条の規定による許可（以下「変更許可」という。）を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、設置許可又は変更許可を受けたとき。
- (2) 設置許可若しくは変更許可に係る事業計画又は設置許可若しくは変更許可に付した条件に従わないで太陽光発電施設設置事業を実施したとき。
- (3) 設置許可又は変更許可を受けた日から起算して2年を経過した日までに太陽光発電施設設置事業に着手しなかったとき。
- (4) 設置許可又は変更許可を受けた日から起算して5年を経過した日までに太陽光発電施設設置事業を完了しなかったとき。
- (5) 第24条の規定による命令に従わなかったとき。

(廃止等の届出)

第19条 事業者は、太陽光発電施設を廃止し当該太陽光発電施設を撤去しようとするとき、又は太陽光発電施設設置事業を廃止したときは、規則で定めるところにより、廃止を決定した日から起算して14日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(地位の承継)

第20条 許可事業者から事業譲渡、相続、合併その他の理由により太陽光発電施設設置事業を譲り受けた者は、当該許可事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可事業者の地位を承継した者は、その承継があった日から起算して14日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(報告の徴収及び立入調査)

第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者等に対し、太陽光発電施設の設置の状況その他必要な事項に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に事業者等の事務所若しくは事業区域に立ち入らせ、必要な調査（次項及び第23条第7号において「立入調査」という。）をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(指導及び助言)

第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者等に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第23条 市長は、事業者等又は土地所有者等が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 設置許可を受けずに太陽光発電施設設置事業を実施しているとき。

(2) 設置許可及び変更許可の内容に適合しない太陽光発電施設設置事業を実施しているとき。

(3) 変更許可を受けずに設置許可の内容を変更して太陽光発電施設設置事業を実施しているとき。

(4) 第14条の規定に違反して、廃棄等費用の積立てを怠ったとき。

(5) 第15条第1項の規定に違反して、同条の標識の掲示をせずに太陽光発電施設設置事業を実施しているとき。

(6) 第15条第2項の規定に違反して、同条の標識の書き換えを怠ったとき。

(7) 立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(8) 前条に規定する指導及び助言に正当な理由なく従わないとき。

(9) 太陽光発電施設及びその事業区域の維持管理が適切になされていないことに起因して災害が発生し、自然環境又は生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長が認めるとき。

(命令)

第24条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

第25条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に従わないときは、その者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該命令の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対しその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。